

農業施策の基本方向について

新規就農者や集落営農組織など多様な担い手の育成・確保や、島根の豊富な地域資源を活用した安全・安心で特色ある農畜産物、加工品の生産や流通、販売体制の確立を図ります。

また、快適で安心して暮らせるよう必要な生活環境の整備を進め、都市と農村の交流促進など、訪れることで喜びを感じることができる魅力ある農村づくりを進めます。

1. 県民の「安心」と「誇り」の実現

(1) 生産者と消費者の信頼関係構築による安全・安心の醸成

①家畜衛生の向上と防疫対策の強化による安全な畜産物の生産

高病原性鳥インフルエンザ・口蹄疫などの家畜伝染病の発生、病原微生物による食中毒や畜産物への抗菌性物質の残留などの問題から、畜産物に対する安全性の確保が強く求められています。

家畜の飼養衛生管理の向上を図り、生産現場から消費者への情報提供を推進するとともに、動物用医薬品や飼料の適正使用による安全な畜産物の生産を指導します。

また、高病原性鳥インフルエンザ等の重要な家畜伝染病の発生防止対策と防疫体制の強化を図ります。

主な取組内容
○巡回指導等による飼養衛生管理基準の遵守や安全な畜産物を生産するための指導による衛生意識の向上
○トレーサビリティシステムや「美味しまね認証制度」などによる生産者から消費者への情報提供の推進
○畜産農家の防疫対策の強化と定期的な検査や異常畜の病性鑑定等による家畜伝染病の発生防止と早期発見
○家畜伝染病の万一の発生時に迅速で的確な防疫措置を行うための検査体制及び関係機関等と連携した防疫体制の強化

2. 消費者に好まれる商品づくり

(1) 消費者ニーズに対応した競争力ある生産体制の強化

①地球温暖化等に対応した島根米の品質向上と土地利用型作物の生産振興

本県の水稲作付面積の約7割を占めるコシヒカリは、地球温暖化等の影響により品質が低迷してきたため、その影響を受けにくい「きぬむすめ」を全国に先駆けて県奨励品種に採用し、生産拡大に取り組み、品質向上に努めてきました。

これに加え、平成22年度より産・学・官が連携し、平坦地域のコシヒカリに代わる新品種導入を目的とする現地実証栽培や品質・食味調査等に取り組んだ結果、平成24年1月に山形県が育成した「つや姫」を新たに県奨励品種として採用し、平成25年に県内564haへ作付面積が拡大したところです。

さらに、極早生品種のハナエチゼンに替わりうる良食味品種として「島系72号」（島根県育成）が有望視されています。今後、平坦地域を中心に、これらの優良品種への転換を進めるとともに、「地域の特色ある米」や「きぬむすめ」のブランド力を強化し、西日本を代表する良質米産地として再生を図ります。

平成26年からの水田活用の直接支払交付金の拡充を踏まえ、国の制度を最大限活用した農家所得の確保を図るため、飼料用米等の生産拡大による水田フル活用を推進します。

主な取組内容
<ul style="list-style-type: none"> ○地球温暖化等に対応した島根米の品質向上 <ul style="list-style-type: none"> ・実証ほの設置や調査活動など奨励品種の決定に係る調査・分析 ・地域別の米の生産・販売方針の策定や流通販売業者等への食味・品質等の評価調査など新品種の生産・販売拡大に必要な推進活動 ・新品種の栽培普及マニュアルの策定や普及モデルほの設置、島根の「つや姫」マイスターの育成、既存品種（きぬむすめ等）の肥培管理技術等の徹底等による温暖化に対応した安定栽培技術の普及 ・新品種導入に伴う種子生産体制の再編・確立 ○土地利用型作物の生産振興 <ul style="list-style-type: none"> ・飼料用米等の生産性向上、生産・流通・利用体制の再構築、耕畜連携による地域循環型農業モデルの確立等 ・大麦の奨励品種候補「サチホゴールド」の実証栽培、品質分析、種子生産体制の確立等 ・中山間地域に適応した大豆の有望品種の実証栽培、品質、収量、加工適正の調査・検討等 ・そばの島根県オリジナル品種「出雲の舞」の普及

②産地の再生による園芸振興

園芸品目については、商品価値の高い品目の生産振興と安定的取引の拡大に取組み、ぶどう産地では、シャインマスカットの導入や契約的取引の拡大・多様な商品規格の販売に成果がありました。

また、トルコギキョウとあすっこは、県オリジナル品種として、消費者から高い評価を受けるとともに、県内全域へ栽培が広がってきました。

しかし、県内園芸産地では、農家数、面積、販売額が年々減少し、産地再生が急務となっています。一方で新規参入希望は増加傾向にありますが、園芸品目の生産には、短期間に労力が集中することやハウスなどの施設導入にも多大な初期投資が必要となります。さらに、近年の資材や燃油の高騰などによるランニングコストを低減するための技術導入も必要です。

このため、市場性やオリジナリティの高い品目について生産・販売の一体的な戦略を展開するとともに、新品種育成のための研究開発に取り組めます。

また、これらの取組みを一層進めるため、空きハウスの活用やリースハウス団地の育成支援、園芸農家の法人化支援、繁忙期の労力補完などを円滑に行うことのできる体制やしくみづくりを推進し、園芸の担い手の育成と産地の維持・再生を目指します。

主な取組内容
<ul style="list-style-type: none"> ○生産・販売一体となった園芸産地体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・戦略品目、有望品目の生産振興・販売対策の一体的な取組み推進 ・野菜価格安定対策の推進と支援 ・新品種育成のための研究開発と普及支援 ○空きハウス、遊休園地等園芸産地資源の有効活用の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・空きハウス等活用のためのしくみづくりの支援 ・空きハウス等活用に必要な経費低減への支援 ○リースハウス団地の育成支援 ○園芸農家の法人化支援 ○繁忙期における労力補完のためのしくみづくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・労力補完などのマッチングのしくみづくりの支援 ・労力補完サポーターの養成 ○低コスト、省力化技術等の導入支援

③市場から評価される「しまね和牛」生産

「しまね和牛」については、種雄牛造成、繁殖雌牛の能力向上、子牛育成技術・肥育技術の高位平準化に取り組み、市場評価の高い子牛生産の推進や高品質で特色ある「しまね和牛肉」の安定供給に一定の成果がありました。

一方、飼育農家の高齢化や後継者不在による廃業のため、繁殖雌牛頭数の減少等、「しまね和牛」の生産基盤の脆弱化が進行しています。

このため、「しまね和牛」の能力向上への取り組みに加え、放牧をはじめとする低コスト生産、コントラクター組織の育成やキャトルステーションの整備による分業化などを推進することにより、新たな担い手の確保や規模拡大を進め、生産基盤の強化による和牛産地の再生を図ります。

注)「しまね和牛」：県内で飼育される和牛の総称

「しまね和牛肉」：県内で肥育され、出荷された和牛肉

主な取組内容
<ul style="list-style-type: none"> ○しまね和牛の市場評価の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・能力の高い種雄牛の造成や高能力雌牛群の整備 ・子牛育成技術、肥育技術の高位平準化を推進 ○低コスト生産及び省力化の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・地域に適した放牧体系の確立・普及と地域内自給飼料生産・供給体制の構築 ・飼育管理の外部委託推進による省力化・生産効率の向上 ○新たな担い手の育成 <ul style="list-style-type: none"> ・集落営農組織や農外企業参入など新たな担い手・規模拡大を志向する担い手への生産基盤整備支援

④環境に配慮して生産される農産物の生産・販売拡大

食や環境問題への消費者の関心は年々高まっており、化学合成農薬や化学肥料を減らし、あるいは使わずに栽培される農産物への志向は強まっています。このため、本県ではエコロジー農産物の推進に取り組み、順調に拡大してきました。

今後は、豊かな自然が残っているという本県の特徴を活かし、有機農業を推進するとともに、エコロジー農産物の生産等、環境負荷の軽減につながる農業を推進します。現在の豊かな自然を次世代に引き継ぎ、島根の農業・農村のクリーンなイメージを浸透させることで、ブランドイメージの向上を図ります。

また、有機栽培農産物の生産拡大のためには、より一層の技術確立を図る必要があります。有機農業技術の体系化など、水稻や野菜の有機栽培技術の研究と普及を進めるとともに、有機農業での新たな担い手育成に取り組みます。

さらに有機栽培農産物等が再生産可能な価格で継続的に販売できるしくみづくりをめざし、生産・流通・消費の幅広いネットワーク構築に取り組みます。

主な取組内容
<ul style="list-style-type: none"> ○有機農業の担い手育成 <ul style="list-style-type: none"> ・農林大学校における実践的教育の実施 ・有機農業技術の確立及び導入支援 ・有機農業の経営開始・拡大及び早期経営安定化支援 ○有機農産物等の生産・販売の拡大 <ul style="list-style-type: none"> ・エコロジー農産物推奨制度（不使用・5割減）の推進 ・テスト販売や効果的な情報発信等による販路確保 ・生産・流通・消費の幅広いネットワークづくり

(2) 生産を支える基盤の整備

①農地の有効利用を進める基盤整備と基幹施設等の維持保全

優良な農地が次世代に適切に引き継がれ、農業が持続的・安定的に発展していくためには、生産性や農作物の選択性を向上させる生産基盤の整備が不可欠であることから、ほ場やかんがい排水施設、農道などの基盤整備を進めていきます。

また、昭和30年代～50年代に建設された農業水利施設や農道等の農業生産を支える基幹施設の老朽化が進み、より効率的かつ効果的に機能を維持する取り組みが必要となっているため、これまでに造成してきたこれら基幹施設の長寿命化を図る取り組みを促進します。

主な取組内容
○ほ場やかんがい排水施設、農道などの農業生産基盤整備の推進 ○農業水利施設や農道など基幹的な農業用施設の維持保全

3. 地域の実情にあった担い手づくり

(1) 産業として自立する担い手の育成・確保

①経営体として発展する担い手の育成・確保

農業従事者の減少や高齢化が進み、担い手不足が深刻化する中、島根の農業が持続的に発展していくためには、担い手の育成・確保や経営体質の強化が重要な課題になっています。

このため、県及び地域農業再生協議会（担い手部会）を中心に、新規就農者、認定農業者、集落営農組織、農業参入企業の確保を図るとともに、これらの担い手へのフォローアップを強化することにより、産業として自立する担い手を育成します。

特に、地域での話し合いを基本とした「人・農地プラン」に基づく国・県事業を活用しつつ、新規就農者の相談から就農、定着までの支援を実施し、自営、雇用、半農半Xの多様な形態による就農者の育成・確保に取り組むとともに、ほ場整備を進めながら、農地集積による担い手の規模拡大を推進し、安定的・効率的な経営体の育成を図ります。

主な取組内容
○新規就農者の育成・確保対策の総合的な実施 ○認定農業者の規模拡大、経営の多角化による経営安定と後継者確保 ○集落営農の新規設立と人材確保、経営力強化対策の実施 ○担い手不在地域を支援するサポート経営体の育成 ○農業参入企業の促進と経営安定対策の実施 ○地域の中心となる担い手への農地集積 ○安定的な担い手育成・確保に必要なほ場整備の推進

(2) 地域を守る担い手の育成・確保

①地域に貢献する担い手の育成・確保

中山間地域が県土の大半を占め、農家1戸当たりの経営規模が零細な本県では、他県に先駆けて集落営農の組織化に取り組み、近年は、農業生産活動以外の経済維持、生活維持、人材維持活動にも取り組む地域貢献型集落営農組織の育成・確保を推進してきました。

しかしながら、依然として担い手が不足する集落が多く存在し、既存組織においても今後の経営安定や人材確保に不安を抱えています。

このため、県及び地域農業再生協議会（担い手部会）を中心に、新たな地域貢献型集落営農組織の育成・確保と併せ、集落営農が今後とも集落の様々な機能を維持・継続できるよう、経営の多角化や組織間の連携、人材確保及び生活維持機能の強化に取り組めます。

また、サポート経営体と受け入れる集落の間で、草刈りや水管理等の作業分担・協力を取り決めるサポート協定の締結、中山間直接支払制度の集落協定の広域化や多様な主体との連携等により地域農業の仕組みづくりを支援し、持続的な農業・農村づくりを進めます。

併せて、簡易なほ場整備や水路の補修などによる耕作放棄地の発生防止、耕作放棄地解消に向けた農地の再生作業や基盤整備等、地域ぐるみで農地を守る取り組みを支援して、農地の維持・保全に努めます。

主な取組内容
<ul style="list-style-type: none"> ○担い手不在集落における組織化の推進 ○サポート経営体の育成・確保と経営体の負担軽減に向けた支援体制の構築 ○集落営農組織の経営安定に向けた組織への移行 ○経営所得安定対策等の各種支援策の活用手法の検討 ○直払い協定、自治会組織等との連携による担い手不在集落の解消 ○農地を将来にわたって有効に活用できるよう、簡易なほ場整備等を支援 ○耕作放棄地の解消に向けた、農地の再生利用や基盤整備等の取組み支援

4. 魅力ある農山漁村づくり

(1) いきいきと暮らすための仕組みづくり

①共同活動によるコミュニティの維持再生

中山間地域では過疎・高齢化が顕著となっており、また都市近郊の平坦地域では、混住化の進行等により集落機能が低下し、地域の絆と農村生活を支えてきたコミュニティ機能が脆弱化して、農村の活力低下を招くことが懸念されています。

このため、農地や農業用水等の資源や環境を、農家のみならず非農家を含めた地域ぐるみで保全する共同活動の取組みを支援するなど、集落営農組織などが中心となって地域を支える仕組みを構築することが必要です。

また、環境・福祉・文化など総合的な地域対策と連携して、住民主体の自立的かつ広域的な地域コミュニティの再編強化を支援するなど、安心して、いきいきと暮らせる地域づくりを推進します。

主な取組内容
<ul style="list-style-type: none"> ○地域資源の維持保全活動を通じた地域ぐるみで支え合う仕組みづくり ○地域貢献型集落営農組織の育成 ○新たなコミュニティ組織と集落営農の連携推進

(2) 地域資源を活かした農山漁村の活性化

①「国営開発農地」の有効活用

国営農地開発地（横田、大邑、益田）及び中海干拓地は、ぶどうやキャベツなどの園芸作物と飼料作物の主要な供給地になっています。しかしながら、事業完了（部分竣功）後20～25年以上が経過し、既耕地と同様に営農者の高齢化を要因とする作付休閑地などが見られるようになっていきます。

そこで、作付休閑地等の解消を図るため、各地区の地理的・気象的条件等の特色を活かした農地の利用を誘導し、国営農地開発地の有効活用を通じて地域の農業の活性化に貢献します。

主な取組内容
<ul style="list-style-type: none"> ○既存作物の栽培拡大や契約栽培可能品目の模索による作付休閑地の解消 ○企業等の新規参入や規模拡大の誘導等による干拓地の売渡・貸付の促進

②地域資源の活用による6次産業化の推進

農林漁業者（1次産業）がこれまでの原材料供給だけでなく、自ら連携して加工（2次産業）流通や販売（3次産業）することで新たな付加価値を生み出す取組み「6次産業化」は、生産者の所得向上、新たな雇用の創出、消費者に安心感を与える顔の見える商品の提供など、農山漁村に多大な利益をもたらす取組として期待されています。

こうしたことから、地域に存在する豊かな資源を活用した加工品の創造、農家レストランや直売所の開設に加えて、地域資源の機能性に着目した食品をはじめとする新たな商品開発の支援など6次産業化の取組を積極的に推進し、農山漁村の活性化に努めます。

主な取組内容
<ul style="list-style-type: none"> ○地域の6次産業化の取組に対する支援 ○6次産業化サポートセンターとの連携強化や農林漁業成長産業化ファンドの活用促進 ○機能性食品など新たな商品の開発支援

③水田を「地域資源」として捉えた多面的利活用の促進

米の需給調整の強化が今後も見込まれる中、平坦地域に比べて畑作物（麦・大豆等）の生産拡大による取組が困難な中山間地域等においては、水田の不作付地や耕作放棄地の増加が懸念されます。

こうしたことから、水田を「地域資源」として捉えた、多様な担い手による多面的な利活用を促進し、地域の特色を生かした水田農業の振興と併せ農山村地域の活性化を図ります。

主な取組内容
<ul style="list-style-type: none"> ○「水田」としての新規需要米（飼料用米、稲発酵粗飼料(WCS)、米粉用米等）の拡大 <ul style="list-style-type: none"> ・肥育農家における飼料米の給与実証 ・学校給食、県内食品関連企業における米粉食品の利用促進 ・飼料用米、WCSの拡大に必要な機械・施設整備への支援 ○多面的利活用の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・新規作物（アカメガシワ、唐辛子等）の生産・販売拡大、交流体験農園、ビオトープ、養魚田の設置等への支援

(3) 快適に暮らせる農山漁村の整備

①安全で住みよい農村づくり

近年、局地的集中豪雨や台風などにより、洪水や土砂災害がたびたび発生しており、計画的に防災・減災対策を進め、県民が安心して暮らせる農村づくりを推進していく必要があります。

また、農山村には、道路や上下水道をはじめとして、生活環境の整備が遅れている地域も多く残っています。

さらに、クマやサルなどの野生動物の出没により地域住民の生活が脅かされています。

このため、地すべり対策や道路網、集落排水施設をはじめとする生活環境の整備を進めるとともに、有害鳥獣対策を推進します。

主な取組内容
<ul style="list-style-type: none"> ○地すべり防止対策やため池整備等の防災安全対策 ○上・下水道や道路網の整備 ○有害鳥獣被害防止施設等の整備

5. 環境保全と多面的機能の維持増進

(1) 地域資源の維持保全活動

①多様な主体による地域資源の維持保全活動

農村地域では、過疎化・高齢化により地域の担い手が不足し、集落の活力が失われ、耕作放棄地が増大するなど、地域だけでは、農村の有する多面的機能（水源涵養、洪水防止等）を維持・保全することが困難となっています。

このため、非農家などの地域住民やNPO法人、企業などが一体となった保全管理活動を推進するとともに、都市住民等の保全活動への参加促進を図ります。

主な取組内容
○都市住民等の参加を含めた地域ぐるみの農村地域保全活動への支援

（２）環境負荷の軽減と資源の循環利用

①地域の有機質資源の循環と環境保全型農業の推進

農業生産活動においては、肥料の流亡等が水質汚濁の原因の一つとして考えられるなど環境への負荷が指摘されており、農業が本来持つ自然循環機能の維持増進が求められています。

一方、耕畜連携による堆肥や稲わら等の活用を進めることは、地域資源の循環と環境への負荷軽減につながりますが、耕種、畜産農家ともに稲わら収集や堆肥散布作業の労力を確保することが困難になっています。

このため、環境保全型農業直接支援対策等により、エコファーマーを始め、環境保全型農業に取り組む生産者を支援するとともに、堆肥散布や稲わら収集等を受託するコントラクターを育成することにより、地域の有機質資源の循環を推進します。

また、将来にわたって健全な県土保全につながる農業の展開を、経済活動と両立させながら県民理解のもとに推進します。

主な取組内容
○エコファーマー等の『環境農業』の担い手育成
○養液土耕栽培などの環境負荷軽減技術の普及推進
○地球温暖化防止や生物多様性の保全に効果がある取組を支援する環境保全型農業直接支援対策の推進
○耕畜連携による地域資源循環の推進
○「環境を守る農業宣言」による県民運動の推進